

海外経済要録

国際機関

△国際通貨基金および世界銀行総会

国際通貨基金(IMF)および世界銀行(I B R D)の第17回年次総会、国際開発協会(I D A)の第2回年次総会および国際金融公社(I F C)の第6回年次総会は、9月17日から21日までの5日間ワシントンで開催された。

I M F 総会の主要論点についてはすでに述べたが、一方、世銀および I D A 総会では、ブラック総裁が①双務的援助に比べ多角的援助のすぐれていることを力説、②低開発国に対する援助増大の必要性を強調し、すべてこれらのこととは I D A の将来につながる問題である旨を指摘して「 I D A の将来こそ本総会の最も重要な課題として関心を払われるよう要望する」と述べた。現在、 I D A の使用可能資金(払込資本中の交換可能通貨) は約 765 百万ドルあり、ブラック総裁は「 1963 年半ばまでにこれら資金のほとんどないしすべてが融資承認済みとなろう」としている。

総会は以上のブラック総裁の演説の趣旨に沿い、 I D A 理事会に対し、 I D A の予想融資所要資金について検討し、できれば本年末までに報告書を提出すべき旨の決議を採択した。

また、昨年の世銀総会以降懸案となっている政府、民間の投資問題を巡る紛争調停機関設置の可否については、世銀理事会で今後検討を進め、その設置が望ましければ理事会が協定草案を作成して各國政府に報告するとの決議も採択された。

なお、ブラック総裁は来年 5 月の任期満了前に辞任の予定であることを表明した(最近の情報によればブラック総裁の後任にはファースト・ボストン社社長ウッジが推薦される予定の由)。

米州諸国

△米国税制改革法案の議会通過

税制改革法案は昨年 4 月 10 日に議会に提案されて以来 17か月余の難航審議の末、上下両院を通過し、 10 月 16 日大統領の署名によって発効した(調査月報 8 月号参照)。政府原案では、①企業の設備投資を刺激するための税額控除(investment tax credit)の新設と、②これに伴う税

収減を補てんするための各種の徴税強化措置の実施、の二つの目的をもっていたが、第二の諸措置については上下両院で大幅な修正を受け、とくにその柱ともいべき配当および利子所得に対する源泉徴収制度の適用は日の目をみるに至らなかった。

本法によって、事業家は新規設備投資額の 7 % に相当する税額控除を認められることになる。たとえば新規投資 100 ドルについて 7 ドルの減税特典が与えられるわけで、本年 1 月 1 日にさかのぼって適用される。これによる企業の税負担の軽減は初年度約 13 億ドルに達するものと見込まれ、 7 月 1 日から実施された減価償却期間短縮措置とあいまって、米国経済当面の課題である新規設備投資の促進材料になることが期待されている。

他方上記徴税強化措置については、議会の修正により政府原案は大幅に後退をみたが、出張旅費および社用接待費などの経費査定の厳格化、米国法人海外子会社に対する課税強化、相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合などに対する増税措置などは実施されることになった。また上述の利子配当課税に関する源泉徴収制度が否決された代わりに、配当および利子支払を行なう機関は新たに受取人ごとに年間 10 ドル以上の配当および利子の支払について内国才入局に対し年間報告書を提出する義務を課されることとなり、これによる税の増収は約 2.5 億ドルに達するものと推定されている。

△米国の对外援助支出法成立

米議会は 10 月 8 日、 1963 年度对外援助支出法案を可決した。法案は大統領の署名をまって近く発効するものと思われる。

同法案による对外援助額は 3,929 百万ドルで、これはさる 8 月はじめ成立した对外援助権限法に基づきケネディ

1963 年度分对外援助予算

(単位・百万ドル)

	支 出 権 限 (オーソリゼーション)	支 出 予 算 (アプロブリエーション)
開 発 贈 与	300	225
支 持 援 助	415	395
緊 急 資 金	300	250
「進歩のための同盟」基金	600	525
開 発 借 款 供 与	1,250	975
軍 事 援 助	1,500	1,325
そ の 他	307	234
計	4,672 *	3,929

* 大統領の要請した支出予算額 4,755 百万ドルはポーランドの米病院建設費などを含む。

イ大統領が要請した額を826百万ドル下回っている。

しかし、支出予算のこのような大幅削減はケネディ政府の対外援助計画にかなりの変更を余儀なくさせるものとみられる。とくに、開発借款供与が275百万ドルもの大幅削減を受けたことは、この項目が昨年からスタートした長期開発援助実施のための新計画の中核をなすものであり、大統領に一括付与された支出権限(72億ドル)については議会も毎年の支出予算計上を拒否しないものと了解されていただけに、その投する波紋も大きい。米国内においてはこのような議会の動きを批判する意見もかなりみられる。

また、今回議会で修正された条項によれば、軍事援助費を外国からの自動車購入に使用してはならないこととなつており、わが国に与える影響も無視できない。

なお、本法案には、国際通貨基金の60億ドルの借り取決めに対する参加(米国の負担額20億ドル)に必要な法的手続きも含まれている。

欧洲諸国およびアフリカ

◇英連邦首相会議

英連邦首相会議は9月10日から19日までロンドンにおいて英国、豪州、ニュージーランド、カナダ、インド、パキスタン、セイロン、マラヤ、キプロス、シェラレオネ、タンガニカ、ガーナ、ナイジェリア、ジャマイカ、トリニダードの15か国および中央アフリカ連邦、香港、シンガポールなど9属領の代表参加のもとに開催された。

例年本会議は3月～5月ころ開催されるのがならわしだあるが、本年は英国の共同市場加入問題が最大の討議事項であったため、加盟交渉の進捗状況とのかねあいから加盟条件の大綱が決定したあと英連邦諸国の了解をとりつける意図でこの時期が選ばれたものである。

しかし、加盟交渉が最終的結論の出ないまま8月はじめに中断された結果、今回の会議は当初英国の描いたプログラムに反して開かれることとなり、かなりの紛糾をみたが、結局マクミラン首相の巧みなリードによって下記諸点について意見の一一致をみた。英国の共同市場加入について最終コミュニケに示された一致点は、①英国は加盟交渉にあたって英連邦諸国の利益を尊重する、②英連邦諸国は加盟の最終決定を下すことを英国に認める、③加盟の最終条件が明らかになった際にあらためて英国と英連邦諸国間で協議する(ただし、英国が最終的に加盟を決定する前に英連邦首相会議をもう一度聞くべきだと主張したジーフェンペーカー・カナダ首相の要求を認

めたものではない)、などである。今回の会議の主要経過を略記すれば次のとおり。

まず、今回の会議での問題点は①これまでのブリュッセル交渉では英國加盟後の英連邦の経済的利益の保障が十分でない(加盟交渉の経過については調査月報8月号参照)、②英連邦の結束が弱まる懸念があるという点にあったが、開会冒頭のマクミラン首相の演説は、これを正面から否定し、英國のEEC加入は英連邦全体にとって政治的にも経済的にも利益であることを強調するとともに、「英國が直面する問題は、EECか英連邦かの選択にあるのではなく、英連邦を新しい歐州の発展とどう調和させるかにある」と述べて英國の共同市場加入の確固たる決意をみせた。これに対し英連邦各国首相の演説では各國とも程度の差異はあるこれまでの加盟交渉において明らかにされた諸条件に対する不満など英連邦の不利益を懸念する発言が多かった。このような意見の対立を切り抜けるためマクミラン首相は連邦各国首相と個別会議を行なうかたわら、温帯食糧、アジア諸国の輸出、準加盟および熱帶食品に関する4つの分科委員会を設けて討議の促進をはかるなど多大の苦心を払った。最終コミュニケの作成については、英國案に対する無条件の支持はついに得られずようやく前述のごとき結論に到達することができたわけで、マクミラン政府にとっては、必要最少限度の成果をかろうじて収め得たものとみられる。

◇英国、特別預金率引下げ

英蘭銀行は9月27日ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行に対する特別預金率をそれぞれ1%および1½%引き下げる旨発表した。この結果、特別預金率はロンドン手形交換所加盟銀行が1%、スコットランド系銀行は1½%となった(本措置による特別預金解除額は約80百万ポンドで10月8日および15日の2回にわたって実施された)。なお、引き下げの事情などについては本文(海外経済情勢、英國)参照。

◇オランダ銀行の支払準備率引き下げ

オランダ銀行は9月24日支払準備率を1%引き下げ(7%から6%へ)即日実施した。

同国の経済活動は、ブーム後の反動もあって目下停滞ぎみ(例、鉱工業生産季節変動調整済指数5月～7月各月とも166)に推移しているが、今回の引下げは積極的な景気刺激策であるよりは、むしろ徴税期を控えて市中の金融引締り傾向を緩和せんとするもので、前月23日の引下げと同様、主として季節的調整措置と思われる。

アジアおよび大洋州諸国

◇台湾の1961年の国民所得

台湾政府は、このほど1961年の国民所得を発表したが、その概要は次のとおり。

1. 国民所得は537.26億元(約13.4億ドル)で、第1次経済建設4か年計画開始の前年である1952年を基準とする不変価格によれば245.74億元となり、1960年に比べ8.4%増加した。1人当たり平均所得は4,591元(約115ドル)で1960年を5%増。

2. 国民総生産額は666.56億元(約16.7億ドル)で、1960年比7.8%増となり、うち、農業が35%を占めて首位、製造業が18%で2位となっている。

なお、国民総生産額に占める農業と工業の割合は、第1次4か年計画(1953~56年)のそれぞれ35%、24%から、第2次4か年計画(1957~60年)には、工業化の進展を反映して32%および26%に変わっている。

3. 就業人口は343.9万人で、1960年比2.8%増加、うち、農業が1%増にすぎないのに対して、鉱工業は6.6%増加した。

	単位	1952年	1956年	1960年	1961年
国民所得	億元	130.4	175.0	226.6	245.7
1人当たり所得	元	1,505	1,754	2,000	2,100

(注) 1952=年不变価格。

◇東南アジア諸国の援助受入れ

東南アジア諸国が最近先進国および国際機関から受け入れた経済援助は次表のとおりである。

被援助国	援助国または国際機関	調印日付	金額	返済期限	金利	資金用途
イ　ン　ド	英　国	9/4	18百万ポンド	7年据置 25年	不詳	重電機工場・炭鉱などの施設の建設(13百万ポンド)および一般輸入支払資金5百万ポンド)
ク	I.D.A (第2世銀)	9/14	42百万ドル	10年据置 50年	無利息 (ただし手数料年 4%)	電話・電信施設の整備・拡張
パキスタン	米　国 (A.I.D.)	8/31	42百万ドル	不詳	無利息	機械類、トラックなどの部品、肥料などの輸入
ク	〃	9/10	31百万ドル	ク	〃	車輛など鉄道施設の整備
ク	〃	9/13	45百万ドル	ク	〃	鉄鋼製品の輸入
ク	世　銀	9/14	23百万ドル	20年	年5.5%	鉄道施設の整備・拡張
タ　イ　　イ	西　ドイツ	7月	10百万ドイツ・マルク	5年据置 18年	年4.5%	タイ工業金融公社を通じる中小企業向け設備資金融資

◇パキスタンの1962/63年度予算案

パキスタン政府は、6月12日、1962/63年度予算案(1962年7月~63年6月)を国会に提出した。その概要は次のとおり。

経常勘定の予算規模は、歳入2,143百万ルピー(前年度修正予算比3.9%減)、歳出1,959百万ルピー(同3.1%増)で、差引歳入超184百万ルピー(同145.8百万ルピー減)を資本勘定に繰り入れている。経常勘定において、歳入が前年度比減少しているのは、本年度から所得税などの徵税権の一部を州政府(東、西パキスタン)に委譲したことによるものである。これに対し、歳出の増加は国債

パキスタンの1962/63年度予算案

(単位・百万ルピー)

歳 入	歳 出			
	1962/ 63年度 予 算	前年度 修 正 予 算	1962/ 63年度 予 算	前年度 修 正 予 算
経 常 勘 定			経 常 勘 定	
うち 関 税	2,143	2,229	うち 一般行政費	1,959
消 費 税	627	608	国防費	380
所得税および 法人税	392	362	国 債 費	1,011
販 売 税	240	364	資本勘定へ繰入	251
	209	255		226
			184	330
資 本 勘 定			資 本 勘 定	
うち 経常勘定余剰	2,936	2,268	うち 開発費	2,936
外 国 借 款	184	330		2,268
外 国 贈 与	1,762	648		2,658
	569	568		2,147
計	5,079	4,497	計	5,079
				4,497

費、国防費、社会開発費の増大を主因とする。

一方、資本勘定においては、経済開発費を中心とした2,936百万ルピーと前年度修正予算比29.4%の大幅増となつたが、これは本年1月の対パキスタン債権国議において、同国の第2次5ヵ年計画(1960年7月～65年6月)の第2、3年度分として625百万ドルに上る追加援助が約束されたことに基づくものである(調査月報本年2月号参照)。

◇ニュージーランドの1962/63年度予算案

ニュージーランド政府は、6月28日、1962/63年度予算案(1962年4月～63年3月)を議会に提出した。本予算案は、その規模ならびに歳入、歳出内訳ともおおむね前年度決算並みとなっているが、自然増収分を輸出振興、産業投資促進のための減税、および個人所得税、地租などの軽減(公約の実行)などにふり向けていることが特徴である。また政府は、本予算案提出と同時に、貯蓄・投資など奨励策を発表した。これらの概要次のとおり。

(1) 減税措置

イ、海外における見本市開催、市場調査、宣伝など輸出振興のための支出に対し、特別控除(当該支出額の150%を課税対象から控除)を適用する。
ロ、現行の特別償却制度をさらに1か年延長する(1964年3月までに行なわれる新規設備投資について、投資後4年間に限り通常率を20%上回る特別償却を認める)。
ハ、個人所得税の5%減税(ただし、1人当たり最高減税額50百万NZポンド)、地租の50%戻戻し、相続税の控除額の引上げを行なう。

ニュージーランドの1962/63年度予算(注1)

(単位・百万NZポンド)

歳 入		歳 出			
項 目	1962～ 63年度 予 算	1961～ 62年度 決 算	項 目	1962～ 63年度 予 算	1961～ 62年度 決 算
税 収	336	334	社会 福祉	224	212
うち 所得税	149	148	内外 債元利支払	47	43
社会 保障税	84	80	行 政	41	39
そ の 他	51	48	防 衛	29	22
	387	382	産 業 開 発	24	21
			道路建設・補修	16	14
赤 字	1	2	そ の 他	7	33(注2)
計	388	384	計	388	384

資料：ニュージーランド準備銀行月報7月号。

(注) 1. 一般会計および社会保障特別会計の合計。
2. うち24、国債償還特別会計への振替。

(2) 政府の貯蓄・投資など奨励策

イ、民間少額貯蓄の奨励策……普通郵便貯金の利息は、従来1,000 NZポンドまでに限り3%、それをこえ1万NZポンド(郵貯の預入限度額)までに対し2.3%を付していたが、今後1万NZポンドまで一律に3%の利息を付する。また定期貯金の金利を3.5%から4%へ引き上げる。

ロ、資本発行委員会の廃止……企業(海外企業を除く)の国内資本市場における資金調達を自由化し、抵当証券、優先株ならびに債券などに対する付利規制を撤廃する。

ハ、中小企業金融を行なう産業金融公社(Industrial Finance Corporation)を設立し、政府はこれに資金面の援助を与える(資本金、資金援助などは未定)。

ニ、短期金融市场を公認し育成する(詳細別項参照)。

◇ニュージーランドにおける短期金融市场の発足

ニュージーランド連邦準備銀行はかねて非公式ながら存在していた短期金融市场の公認を検討していたが、さる6月末の本年度予算案の発表に伴うレーク藏相の言明に基づき8月2日、同市場に参加する短資業者3社(今後さらに約3社が認可される見込)を指定するとともに、次のような新市場の骨子を発表した。

(1) 短資業者の当初資本金は25,000 NZポンド以上とする(ただし、認可後2年以内に50,000 NZポンドに増資のこと)。

(2) 各業者の受信額は払込み資本金ならびに準備金の40倍をこえではない。

(3) 受信資金は3年以内に満期の到来するニュージーランド連邦政府証券に運用すべきこと。ただし、総額の5%をこえない範囲で3年以内に満期のくる地方公共団体債券に運用することができる。

(4) 1顧客当りの取引額は10,000 NZポンド以上とする。

(5) 各業者は保有政府証券の一部を業務運営の保証として中央銀行に預託すること。この預託額は保有証券のうち1年以内に満期のくるものの1%、1年ないし2年のものの2%、2年ないし3年のものの3%の合計額に相当する額以上でなければならない(預託額の計算は市場価格による)。

(6) 各業者は資金繰り上返済資金の調達難に陥ったときは、手持政府証券を中央銀行に買戻条件付で売却するか、もしくはこれら証券を担保として中央銀行より直接借り入れができる(いずれの場合も期限3

日、1か月まで、最低取引額25,000NZポンド、現行金利7%）。

(7) 各業者は中央銀行の依頼に基づき短期金融市場に関する各種の統計、半期ごとの業務報告書、および損益計算書を提出するほか、同市場に関するいっさいの事項につき中央銀行と定期的に協議すること。本短期金融市場の発足に伴い、市中流動性の季節的変動の縮小、政府証券の市場化などが期待されている。

共産圏諸国

△中共、セイロンと第3次貿易協定などを締結

中共政府は10月3日北京において、セイロン代表との間に第3次5か年貿易協定、明年度バーター貿易議定書および経済技術協力協定を締結した。

今回の第3次協定は1957年9月に締結された第2次協定(本年末満了)に次ぐもので、議定書により明年度はセイロンからゴム33千トン、中共からは米20万トン(1961、62年度の計画ではゴム31千トン、米20万トン)を相互に供給するバーター取引が行なわれることとなった。

昨年、中共の貿易は農産物輸出の不振から大幅な縮小をみたが、対セイロン貿易についても、次表のとおり激減を示している。昨年中共はセイロンに対し、繊維品のほかビルマ米の再輸出を行なったといわれるが、本年は

中共の対セイロン貿易

(単位・百万ドル)

	輸 出	輸 入	貿易戻 (△は入超)
1956年	28.1	38.2	△ 10.1
57々	17.6	35.1	△ 17.5
58々	31.9	16.4	15.5
59々	31.5	16.4	15.1
60々	27.7(米23.1、繊維 品2.5)	25.4(ゴム25.4)	2.3
61々	7.4(米 2.5、繊維 品2.5)	17.4(ゴム12.6、ココ ナツト油2.8)	△ 10.0
62々(1~5月)	2.3(精糖 0.7、繊 維品0.6)	10.1(ゴム8.6、ココ ナツト油1.0)	△ 7.8

(注) セイロンの貿易統計による。

精糖を輸出し始めている。

なお経済技術協力協定の内容についてはなんら発表が行なわれなかった。1957年9月に調印された経済援助協定(中共から1958~62年の5か年間に毎年15百万ルピーずつ、計75百万ルピーを贈与することになっていたが、このうち21.5百万ルピーが未供与)による贈与未供与分について取り決めたものとみられる。ちなみに中共の既援助額のうち33.5百万ルピーがゴム園用諸資材の買付けに、20百万ルピーが繊維工場建設用資材の買付けにあてられている。